

自治基本条例の制定は？



西山 富三郎 議員

町長

まちづくりに 参画の機会を設けている



庄内地区住民による海岸清掃

【西山】住民自治の確立をはかるため、自治基本条例を策定しないのか。

【町長】県内では、19の自治体のうち5団体が条例化している。

しかし、地方自治で重要なことは、その自治体の住民の意思と責任にもとづいて行政を行うことである。現在進めている集落

の健康診断による村づくり、まちづくり地区会議の活動、さまざまなグループ活動、そして、自主防災組織の育成など、住民がまちづくりに積極的に参画する機会を設けている。住民参画による「未来づくり10年プラン（仮称）」の策定にも取り組む。

職員の行動指針は？

町長

策定している

【西山】前例にとられない創意工夫をはかっているか。

元気な未来をひらく職員をめざす「大山町人材育成基本方針」を策定している。

平成20年7月、「大

山町職員コンプライアンス行動指針」も策定している。
町民全体の奉仕者であることが基本である。

いで明るい庁舎の実現をめざす職員として、自覚と誇り・自発的行動を促しているか。

使命感・責任感・向上心を持ってチャレンジしているか。

誠心誠意・公平公正・法令・税の重みを理解し、効率・効果的な運営をはかっているか。

町民・職員・自分・心苦しさ・仕事・地域など向き合っているか。

【町長】平成20年2月、大山の恵みを受け継ぎ、



仕事にはげむ職員(企画情報課)